

## 文教大学研究生規程

(趣旨)

**第1条** 文教大学学則（以下「学則」という。）第56条に規定する研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** 研究生とは、本学の各学部において、あらかじめ研究の主題を定め、特定の教員の指導により研究に従事する者をいう。

(入学の時期)

**第3条** 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。

(研究期間)

**第4条** 研究生の研究期間は、原則とし1年とする。ただし、秋学期入学の場合は、半年とする。

2 定められた研究の主題に対し、指導教員の下承のもとで研究の継続を願い出たときは、教授会の議により、研究期間を延長することができる。ただし、研究期間は通算2年を超えることができないものとする。

(出願資格)

**第5条** 研究生として入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を終了した者
- (2) 相当の学力を有し、本学の研究生として適当と認められた者

**第5条の2** 入学後、在留資格「留学」を有してわが国に在留する予定の者が研究生に出願する場合は、前条第1項に規定するもののほか、日本語能力試験N2レベル相当以上であることを要件とする。ただし、本学（大学院、大学、専攻科、外国人留学生別科）を卒業若しくは修了した者又は出願時に卒業見込若しくは修了見込がある者を除く。

(出願書類)

**第6条** 研究生として志願する者は、次に掲げる書類に、別に定める検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 願 書（本学所定のもの）
- (2) 履 歴 書（本学所定のもの）
- (3) 健康診断書（本学所定のもの）
- (4) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 勤務先を有する者は、所属長の承諾書又は推薦書
- (6) 外国籍を有する者にあつては、上記のほか大学が定める書類

(選考)

**第7条** 志願者の選考は、書類審査及び面接の上、学部教授会の議を経て、学長が合格者

を決定する。ただし、本学教員の推薦がある場合には、面接を免除することがある。

(入学手続及び入学許可)

**第8条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び研究指導費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、研究生として入学を許可し、研究生証を交付する。

(諸費用の返付)

**第9条** 既納の費用は、理由のいかんを問わず返付しない。

(指導教員)

**第10条** 学部長は、学部教授会の議を経て、研究生の指導教員を決定する。

2 指導教員は、研究生の当該研究事項及び研究論文作成に当たっての指導を行う。

3 指導教員が研究上本学の特定の授業科目を聴講することが必要と認めるときは、これを許可することがある。ただし、聴講した科目の単位は、認定しない。

**第10条の2** 在留資格「留学」を有してわが国に在留する研究生は、週に10時間(600分)以上の指導(前条第3項に規定する授業の聴講を含む。)を受けなければならない。

(研究結果の報告)

**第11条** 研究生は、研究終了に際し、当該研究事項の成果を学長に報告しなければならない。

(研究証明)

**第12条** 所定の研究を終了したと認められた者には、研究証明書を交付することができる。

(退学及び除籍)

**第13条** 研究生が退学しようとするときは、退学願を提出しなければならない。

2 研究生に適しないと認められた者は、これを除籍することができる。

(諸規程の準用)

**第14条** この規程に定めのない事項については、学則その他の規程を準用する。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年10月5日から施行する。